令和８年第９回定例会

議案等参考資料

１　議案第 ２ 号関係

おいらせ町学校施設耐震化基金条例

平成２２年３月１９日

条例第３号

（設置の目的）

第１条　おいらせ町立小中学校施設の耐震化に要する経費の財源に充てるため、おいらせ町学校施設耐震化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第２条　基金として積み立てる額は、おいらせ町が補助を受ける青森県公立小中学校施設耐震化緊急対策費補助金の額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第４条　基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　町長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、小中学校施設の耐震化に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。